

Q 1 委託事業とは？

< A 1 >

この事業は、ヘルスケアビジネスの先進モデルとなりうる取組を実証する業務を委託先に実施してもらい、そのビジネスモデルを事例集等によりお知らせすることにより、島根県内におけるヘルスケア産業の創出及び振興を目指すものです。

Q 2 連携団体の要件は？

< A 2 >

島根発ヘルスケアビジネスモデルとして、連携団体は、代表事業者以外に、事業者、医療・介護機関、商工団体、大学、市町村等の2者以上（代表事業者を含めて3者以上）の参画により構成されることを必要としています。

代表事業者以外の構成員は、代表事業者と連携して事業を実施することが必要です。また、申請書に、連携団体内の役割分担や関係を示すことが必要です。

Q 3 市町村を超える、又は県を超える連携は可能か？

< A 3 >

多様な事業者、団体等の連携を想定しており、圏域を超える連携も可能です。ただし、代表事業者は、島根県内に事業所を有していることが必要です。

なお、県外の事業者や団体等は、代表事業者以外の構成員となることはできません。

Q 4 代表事業者の要件は？

< A 4 >

代表事業者は、島根県内に事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除きます。）、NPO法人、一般社団法人・一般財団法人等であることが必要です。

Q 5 モデルとしての要件は。

< A 5 >

モデルの対象としては、「健康」がキーワードになっており、「地域資源」が活用されるものが必要です。また、ヘルスケア産業創出を目指しており、将来的に継続的に収入が見込まれる必要があります。

また、エビデンスをとる場合には、有効な効果検証をするため、適切なアドバイザーの指導を受けるなどの体制をとることが必要です。

Q 6 複数年で実施する事業も対象となるか。

< A 6 >

対象としていません。

Q 7 国や県の他の補助事業等と重複して良いか。

< A 7 >

国や県（外郭団体等を含みます。）の事業を活用する事業内容がある場合は、重複する取組内容は、委託経費の対象から除きます。

国や県の補助金等を受けている場合は、注意してください。

Q 8 人件費の対象範囲は。事前に何か手続が必要か。

< A 8 >

事業に従事した者の人件費が対象です。

人件費の単価は、委託契約時に、人件費単価算出根拠資料の提出を求めるなど、確認を行います。また、人件費を計上した内容が分かるように日誌をつけることが必要です。記載内容については、採択後に別途提示します。

Q 9 原材料費や消耗品費などの経費の対象範囲は。

< A 9 >

販売を行わない試作品やモニター用の開発に伴う材料費は対象としますが、原価での算出となります。

販売を伴う商品については、売価に原材料が含まれており、委託経費の対象外とします。

Q10 特許取得したときはどうなるのか。

< A10 >

取得した特許は事業者が取得することができますので、委託契約の際に内容を確認することとなります。

Q11 委託期間中に報告等が必要か。

< A11 >

委託期間中に、進捗状況等についてお伺いすることがあります。また、島根県ヘルスケア産業推進協議会（仮称）（分科会を含む。）において、状況等について報告してもらうことがあります。

Q12 委託終了後、提案したビジネスモデルはどのように扱われるか。

< A12 >

県内のヘルスケア産業の振興のため、事例集等を作成し、広報することとしております。

また、島根県ヘルスケア産業推進協議会（仮称）（分科会を含む。）において、報告してもらうことがあります。

Q13 公募要領内「2. 委託対象者」の「中小企業者」の定義は。

< A13 >

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める者です。

○中小企業者の定義

製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

Q14 代表事業者は今後設立見込の者でも可能か。

< A14 >

申請時までには設立していることが必要です。

Q15 代表事業者以外の者が経理処理を行うことは可能か。

< A15 >

代表事業者で経理処理を行ってください。

Q16 代表事業者の規模（資本金、従業員数等）は審査に影響するか。

< A16 >

規模は審査に影響ありません。ただし、事業を完遂できる財務、人員体制が必要です。

Q17 代表事業者は法人格を有しない任意団体（協議会等）とすることが可能か。

< A17 >

任意団体は代表事業者になれません。

Q18 参加団体には必ず同意を得ている必要があるか。

< A18 >

申請時には同意を得ている必要があります。

Q19 参加団体からの外注（大学へのエビデンス取得等）は可能か。

< A19 >

可能です。その場合、代表団体と参加団体との再委託契約の上、参加団体と外注先の契約を締結してください。

Q20 参加団体に入っていない団体からの専門家派遣は可能か。

< A20 >

可能です。

Q21 参加団体に入っていない団体へのメニュー開発等の外注は可能か。

< A21 >

可能です。

Q22 参加団体である大学等への医学的検証について経費として認められるか。

< A22 >

認められます。なお、経費科目は「その他」に計上してください。

Q23 人件費について、例えば既存従業員の月額給料の20%を本事業支出とすることは可能か。

< A23 >

この事業に要した実時間により支払いを行ってください。

人件費については従事した業務内容や時間を記載した日報の提出により確認します。

Q24 参加団体の人件費についても対象となるか。

< A24 >

直接事業に従事した人件費については、参加団体についても対象となります。

Q25 連携団体内の役員の人件費についても対象となるか。

< A25 >

直接事業に従事した人件費については対象となります。

Q26 人件費時間単価を割り出す時の「年間総支給額」の根拠は何をもって示すか。

< A26 >

事業従事者別の労働条件通知書や給料表等で確認します。

Q27 Rubyでの開発が地域資源の活用という要件に当たると言えるか。

< A27 >

地域資源の活用と認められます。

Q28 医学的検証は病院や大学医学部等ではなく、民間企業等でも可能か。

< A28 >

可能です。

Q29 市町村や高等教育機関についてもパンフレット等は必要か。

< A29 >

市町村及び県内の高等教育機関のパンフレットは不要です。

Q30 将来的に収益が上がった場合に、参加する団体に均等に利益配分する必要があるか。

< A30 >

収益の配分について県は関与しません。